

資料編

【目 次】

【 1 条例等】	1
資料 1－1 野田市国民保護協議会条例	1
資料 1－2 国民保護対策本部及び野田市緊急対処事態対策本部条例	2
資料 1－3 野田市国民保護協議会委員名簿	3
【 2 省令、様式等】	4
資料 2－1 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の 照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令	4
資料 2－2 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援 の程度及び方法の基準	11
資料 2－3 赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン	17
資料 2－4 火災・災害等即報要領	20
【 3 その他】	26
資料 3－1 野田市防災行政無線設置場所一覧	26
資料 3－2 野田市防災用MC A無線局番号簿	31
資料 3－3 ヘリコプター臨時発着場予定場所	34
資料 3－4 関係機関の電話	35

【 1 条例等】

資料 1－1 野田市国民保護協議会条例

平成 18 年 3 月 30 日

野田市条例第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)第 40 条第 8 項の規定に基づき、野田市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第 2 条 協議会の委員の定数は、36 人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第 3 条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 5 条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

資料 1－2 国民保護対策本部及び野田市緊急処理事態対策本部条例

平成 18 年 3 月 30 日

野田市条例第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。)第 31 条及び法第 183 条において準用する法第 31 条の規定に基づき、野田市国民保護対策本部及び野田市緊急処理事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議(以下、この条において「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第 28 条第 6 項の規定により、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第 5 条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 6 条 第 2 条から前条までに定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第 7 条 第 2 条から前条までの規定は、野田市緊急処理事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

資料 1－3 野田市国民保護協議会委員名簿

区 分	所 属
会 長	野田市長
第 1 号 委 員 (指定地方行政機関の職員)	国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所
	国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所
	農林水産省関東農政局千葉地域センター
第 2 号 委 員 (自衛隊に所属する者)	陸上自衛隊需品学校
	海上自衛隊下総教育航空群
第 3 号 委 員 (県職員)	千葉県野田警察署
	千葉県東葛飾地域振興事務所
	千葉県東葛飾土木事務所
	千葉県野田健康福祉センター
第 4 号 委 員	野田市副市長
第 5 号 委 員	野田市教育長
	野田市消防長
第 6 号 委 員	野田市職員
第 7 号 委 員 (指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員)	東日本電信電話(株)
	東京電力(株)
	東武鉄道(株)
	野田ガス(株)
第 8 号 委 員 (知識又は経験を有する者)	野田市消防団
	千葉県トラック協会野田支部
	一般社団法人野田市医師会
	一般社団法人野田市歯科医師会
	野田市薬剤師会
	野田市小中学校長会
	野田市自治会連合会
	野田市女性団体連絡協議会
	野田市赤十字奉仕団
	学校法人東京理科大学

※委員の区分は「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第40条」に基づく

【 2 省令、様式等】

資料 2－1 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令

(平成 17 年 3 月 28 日総務省令第 44 号)

(最終改正：平成 18 年 3 月 31 日総務省令第 50 号)

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）第 25 条第 2 項及び第 26 条第 4 項（これらの規定を同令第 52 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令を次のように定める。

(安否情報の収集方法)

第 1 条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 1 号。以下「法」という。）第 94 条第 1 項及び第 2 項（法第 183 条において準用する場合を含む。）の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第 1 号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第 2 号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

(安否情報の報告方法)

第 2 条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号。以下「令」という。）第 25 条第 2 項（令第 52 条において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、法第 94 条第 1 項及び第 2 項（法第 183 条において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第 3 号により記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の照会方法)

第 3 条 法第 95 条第 1 項（法第 183 条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第 26 条第 1 項（令第 52 条において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第 4 号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2 法第 95 条第 1 項（法第 183 条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 4 第 1 項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの

場合にあっては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

- 3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(安否情報の回答方法)

第4条 法第95条第1項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第5号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この省令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日総務省令第50号) 抄

(施行期日)

第1条 この省令は、平成18年4月1日から施行する。ただし、本則に1条を加える改正規定及び附則第2条の別表の改正規定のうち第5条に係る部分については、平成19年4月1日から施行する。

○安否情報関係

様式第 1 号

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備考	

（注 1） 本収集は、国民保護法第94条第 1 項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用する。

また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがある。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合がある。

（注 2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行う。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指す。

（注 3） 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注 4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入すること。

様式第2号

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用する。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがある。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合がある。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行う。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指す。

（注3） 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入すること。

⑪の同意回答者名		連 絡 先	
同意回答者住所		続 柄	

（注5） ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とする。

安否情報報報告白書

今

[illegible]

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「④負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
 - 5 ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入すること。この場合において、当該希望又は同意については特段の条件がある場合は、「備考」欄に記入すること。

様式第4号

安 否 情 報 照 会 書

		年 月 日
総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		
申 請 者 住所 (居所) 氏 名		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人 (友人、職場関係者及び近隣住民) であるため。 ③ その他 ()	
備	考	
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
※ 申 請 者 の 確 認		
※ 備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 ※印の欄には記入しない。

様式第 5 号

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日		
殿		
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フ リ ガ ナ	
	出 生 の 年 月 日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別 するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

資料２－２ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

平成16年 9 月 17 日

厚生労働省告示第343号

最近改正 平成18年 3 月 31日厚生労働省告示第283号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第10条第1項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のとおり定め、平成16年 9 月 17日から適用する。

（救援の程度及び方法）

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「令」という。）第10条第1項（令第52条において準用する場合を含む。）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第75条第1項各号及び令第9条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第13条までに定めるところによる。

- 2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣が特別の基準（次項において「特別基準」という。）を定める。
- 3 救援を実施する都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市においては、その長）は、第1項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

（収容施設の供与）

第2条 法第75条第1項第1号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難所

イ 避難住民（法第52条第3項に規定する避難住民をいう。）又は武力攻撃災害（法第2条第4項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。）により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者（以下「避難住民等」という。）を収容するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。

ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、1人1日当たり300円（冬季（10月から3月までの期間をいう。以下同じ。）については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ニ 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、1戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のための費用は234万2,000円以内とすること。

(2) 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝

金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、1人1日当たり300円（冬季については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。

ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できるとし、1施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定めるところによること。

ヘ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。

ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。

チ 法第89条第3項の規定により準用される建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項本文、第3項及び第4項並びに景観法（平成16年法律第110号）第77条第1項、第3項及び第4項並びに法第131条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条及び第7条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

二 応急仮設住宅

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。

ロ 1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のための費用は、238万5,000円以内とすること。

ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第3条 法第75条第1項第2号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所（長期避難住宅を含む。以下同じ。）に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示（法第54条第2項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。）に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要がある者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり1,010円以内とすること。

二 飲料水の供給

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）

第4条 法第75条第1項第3号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

- イ 被服、寝具及び身の回り品
- ロ 日用品
- ハ 炊事用具及び食器
- ニ 光熱材料

三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季（4月から9月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	1人世帯の額	2人世帯の額	3人世帯の額	4人世帯の額	5人世帯の額	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	1万7,200円	2万2,100円	3万2,600円	3万9,000円	4万9,500円	7,200円
冬季	2万8,400円	3万6,700円	5万1,200円	6万100円	7万5,400円	1万300円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

（医療の提供及び助産）

第5条 法第75条第1項第4号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 医療の提供

- イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。
- ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）がその業務を行う場所をいう。以下同じ。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

二 助産

- イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。
- ロ 次の範囲内において行うこと。
 - (1) 分べんの介助
 - (2) 分べん前及び分べん後の処置
 - (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とすること。

(被災者の捜索及び救出)

第6条 法第75条第1項第5号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。

二 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第7条 法第75条第1項第6号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的处理程度のものを行うものであること。

二 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

イ 棺(附属品を含む。)

ロ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)

ハ 骨つぼ及び骨箱

三 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人19万9,000円以内、小人15万9,200円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

第8条 法第75条第1項第7号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。

二 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第2条第1号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。

三 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第9条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第1号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行うものであること。

二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり51万円以内とすること。

(学用品の給与)

第10条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第2号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童(盲学校、聾学校及び養護学校(以下「特殊教育諸学校」という。))の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。)

以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

- イ 教科書
- ロ 文房具
- ハ 通学用品

三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ 教科書代

(1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

(1) 小学校児童 1人当たり 4,100円

(2) 中学校生徒 1人当たり 4,400円

(3) 高等学校等生徒 1人当たり 4,800円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(死体の搜索及び処理)

第11条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第3号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 死体の搜索

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

二 死体の処理

イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(2) 死体の一時保存

(3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,300円以内とすること。

(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,000円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。

(3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金額以内とすること。

(武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第12条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第4号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。
- 二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり13万7,000円以内とすること。

(救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第13条 法第75条第1項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

- 一 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。
 - イ 飲料水の供給
 - ロ 医療の提供及び助産
 - ハ 被災者の捜索及び救出
 - ニ 死体の捜索及び処理
 - ホ 救済用物資の整理配分
- 二 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

資料 2-3 赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン



様式 1

赤十字 特 殊	標章等に係る	交 付 使用許可	申 請 書
平成 年 月 日			
(許 可 権 者) 様			
私は、国民保護法第 157 条又は第 158 条の規定に基づき、赤十字標章等又は特殊標章等の交付又は使用許可を以下のとおり申請します。			
氏名：(漢 字) _____ (ローマ字) _____		生年月日 (西暦) _____ 年 月 日	
申請者の連絡先 住 所： _____ _____		写 真 縦 4 × 横 3 cm (身分証明書の交付又は 使用許可の場合のみ)	
電話番号： _____ E-mail： _____			
識別のための情報 (身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載)			
身 長： _____ cm		眼の色： _____	
頭髪の色： _____		血液型： _____ (R h 因子 _____)	
標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等 (標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載)			
(許可権者使用欄)			
資 格： _____			
証明書番号： _____		交付等の年月日： _____	
有効期間の満了日： _____			
返納日： _____			

様式 2

赤十字標章等／特殊標章等の交付／使用許可をした者に関する台帳

証明書 番号	氏名(漢字)	氏名(ローマ字)	生年月日	資 格	交付等 の 年月日	有効期間の 満了日	身長	眼の色	頭髪の色	血液型	その他の特徴等	標章の使用	返納日	備考

様式 3

表面



(この証明書を交付等
する許可権者の名を記
載するための余白)



身分証明書

IDENTITY CARD

自衛隊の衛生要員等以外の

常時の

for

PERMANENT

civilian

medical

personnel

追加工事

医療関係者用

臨時の

氏名/Name _____

生年月日/Date of birth _____

この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。

The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as

交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____

許可権者の署名/Signature of issuing authority _____

有効期間の満了日/Date of expiry _____

裏面

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

[様式 4]

表面

	(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name _____		
生年月日/Date of birth _____		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____		

交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____		
許可権者の署名/Signature of issuing authority _____		
有効期間の満了日/Date of expiry _____		

裏面

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:		
血液型/Blood type		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

資料 2－4 火災・災害等即報要領

第 1 号様式（火災）

第 報

消防庁受信者氏名
※爆発を除く。

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者 名	

火 災 種 別	1 建物	2 林野	3 車両	4 船舶	5 航空機	6 その他
出 火 場 所						
出 火 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮 火 日 時		(月 日 時 分) 月 日 時 分	
火元の業態・ 用 途			事 業 所 名 (代表者氏名)			
出 火 箇 所			出 火 原 因			
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人 負傷者 重 症 人 中等症 人 軽 症 人		死者の生じた 理 由			
建 物 の 概 要	構造 階層		建築面積 延べ面積			
焼 損 程 度	焼損 棟数	全 焼 棟 半 焼 棟 部分焼 棟 ぼ や 棟	計 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	m ² m ² a
り 災 世 帯 数			気 象 状 況			
消防活動状況	消防本部 (署) 消 防 団 そ の 他		台 台	人 人 人		
救 急・救 助 活 動 状 況						
災害対策本部等 の 設 置 状 況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式（特定の事故）

第 報

事故名	1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故	報 告 日 時	年 月 日 時 分
	2 危険物等に係る事故	都 道 府 県	
	3 原子力施設等に係る事故	市 町 村 (消防本部名)	
	4 その他特定の事故	報 告 者 名	
消防庁受信者氏名			

事 故 種 別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()					
発 生 場 所						
事 業 所 名		特別防災区域	レイアウト第一種、第一種、第二種、その他			
発 生 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発 見 日 時	月 日 時 分			
		鎮 火 日 時 (処理完了)	月 日 時 分			
消防覚知方法		気 象 状 況				
物 質 の 区 分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 R I 等 7 その他 ()		物 質 名			
施 設 の 区 分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ()					
施 設 の 概 要		危険物施設 の 区 分				
事 故 の 概 要						
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等 人 (人) 重 症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)			
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況			出 場 機 関	出場資機材		
			事 業 所	自衛防災組織	人	
				共同防災組織	人	
				そ の 他	人	
			消 防 本 部 (署)		台 人	
			消 防 団		台 人	
			海 上 保 安 庁		人	
			自 衛 隊		人	
そ の 他		人				
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式（救急・救助事故等）

第 報

消防庁受信者氏名

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者 名	

事 故 災 害 種 別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態		
発 生 場 所			
発 生 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事 故 の 概 要			
死 傷 者 等	死者（性別・年齢） 計 人	負傷者等 人（ 人） 重 症 人（ 人） 中等症 人（ 人） 軽 症 人（ 人）	
	不明 人		
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
消防・救急・救助 活 動 状 況			
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名
災害名（第 報）

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 （消防本部名）	
報 告 者 名	

災 害 の 概 況	発生場所					発生日時	月 日 時 分			
被 害 の 状 況	死 傷 者	死 者	人	不明	人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟
		負 傷 者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の 設 置 状 況	(都道府県)				(市町村)				

（注） 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

都 道 府 県					区 分			被 害	
災 害 名 ・ 報 告 番 号			災 害 名 第 報 (月 日 時現在)		田	流失・埋没	ha		
						冠 水	ha		
報 告 者 名					畑	流失・埋没	ha		
						冠 水	ha		
区 分			被 害		そ	文 教 施 設	箇所		
						病 院	箇所		
人 的 被 害			死 者 人		道 路	橋 り ょ う	箇所		
						河 川	箇所		
負 傷 者			重 傷 人		港 湾	砂 防	箇所		
						軽 傷 人			
住 家 被 害			全 壊		棟	清 掃 施 設	箇所		
						世 帯			
半 壊			棟		崖 く ず れ	鉄 道 不 通	箇所		
						世 帯			
一 部 破 損			棟		被 害 船 舶	水 道	戸		
						世 帯			
床 上 浸 水			棟		電 話	電 気	戸		
						世 帯			
床 下 浸 水			棟		ガ ス	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所		
						世 帯			
非 住 家			公 共 建 物		火 災 発 生	り 災 世 帯 数	世 帯		
						人			
そ の 他			棟		建 物	り 災 者 数	人		
						危 険 物	件		
そ の 他			棟		そ の 他	件			
						件			

区		分	被	害	災等 害の 対設 策置 本状 部況	都 道 府 県			
公 立 文 教 施 設		千円							
農 林 水 産 業 施 設		千円							
公 共 土 木 施 設		千円							
そ の 他 の 公 共 施 設		千円							
小 計		千円							
公共施設被害市町村数		団体							
そ の 他	農 業 被 害	千円			災適 害用 市 救 町 助 村 法名	市 町 村			
	林 業 被 害	千円							
	畜 産 被 害	千円							
	水 産 被 害	千円							
	商 工 被 害	千円							
そ の 他	千円			消防職員出動延人数	人				
被 害 総 額		千円			消防団員出動延人数	人			
備 考	災害発生場所								
	災害発生年月日								
	災害の種類概況								
	応急対策の状況 ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況								

※被害額は省略することができるものとする。

【3 その他】

資料 3－1 野田市防災行政無線設置場所一覧

番号	設置場所	所在地（野田市）
1	台町稲荷神社	関宿台町 3275
2	台町県道消防庫跡	関宿台町 2915-3
3	あおぞら広場	関宿町 1396
4	関宿中学校	関宿台町 2149-2
5	上谷中集会所	関宿台町 4446-1
6	西町消防庫跡	関宿台町 2062-4
7	西町白山神社	関宿台町 6031-1
8	元町香取神社	関宿元町 88
9	金龍院	関宿台町 1654
10	下谷中集会所	関宿台町 5673-1
11	はやま工業団地内緑地	はやま 19-1
12	東高野菅原神社	東高野 37
13	西高野こども遊び場	西高野 380-1
14	新田戸北坪市道	新田戸 13
15	新田戸集会所	新田戸 508
16	中戸公会堂	中戸 124
17	柏寺市道三叉路	柏寺 219-8
18	桐ヶ作西原Y字路	桐ヶ作 946-1
19	桐ヶ作排水機場	平成 257
20	桐ヶ作香取神社	桐ヶ作 1567
21	二川小学校	桐ヶ作 483-1
22	二川中学校	桐ヶ作 431-2
23	親野井会館跡前	親野井 134-2
24	古布内八幡神社	古布内 1703-1
25	古布内消防庫	古布内 1110-2
26	古布内防火水槽脇	古布内 300
27	次木古布内線 古布内地先	古布内 416-7
28	次木三嶋神社	次木 345-1
29	飯塚白山神社	木間ヶ瀬 475
30	羽貫こども遊び場	木間ヶ瀬 667
31	関宿複合センター	木間ヶ瀬 620-1
32	第 30 分団 1 部	木間ヶ瀬 2111
33	鴻ノ巣集会所	木間ヶ瀬 1775-2
34	前村集会所	木間ヶ瀬 969-1
35	内野神明神社	木間ヶ瀬 7766
36	木間ヶ瀬中学校	木間ヶ瀬 3441-1
37	松ノ木鹿島大神宮	木間ヶ瀬 1545
38	向ノ内住宅街遊び場	木間ヶ瀬 2454-18
39	いちいのホール	東宝珠花 237-1
40	平井香取神社	平井 210-1
41	関宿総合公園	平井 413-1

番号	設置場所	所在地（野田市）
42	新宿須賀神社	木間ヶ瀬 5046-1
43	向ノ内住宅街公園	木間ヶ瀬 4666-1
44	木間ヶ瀬小学校	木間ヶ瀬 3640
45	宝蔵院	木間ヶ瀬 3969
46	下根香取神社	木間ヶ瀬 5887
47	VOR局付近市道脇	木間ヶ瀬 5415
48	市道 2534 号線交差点脇 岡田地先	岡田 719-4
49	岡田大杉神社	岡田 766-1
50	岡田八幡神社	岡田 286
51	大山八坂神社	木間ヶ瀬 6182-3
52	出洲排水機場	木間ヶ瀬 9715-1
53	第 29 分団 2 部	木間ヶ瀬 9359-6
54	東金野井防火水槽脇	東金野井 134
55	東金野井天神社	東金野井 1264-2
56	東金野井自治会館	東金野井 819
57	尾崎小学校	尾崎 1413-2
58	堂山公園	尾崎 229-2
59	日の出町西公園	日の出町 4
60	尾崎南第一公園	尾崎台 20-2
61	日の出町南公園	日の出町 25
62	谷吉会館	谷津 1145-3
63	川間中学校	中里 240-2
64	中里第一公園	中里 775-19
65	川間小学校	中里 936
66	中里上自治会館付近	中里 3026-7
67	中里権現	中里 2767-1
68	阿部自治会館脇	中里 2332-1
69	阿部第二実行組合公会堂	中里 1474-1
70	船形防火水槽脇	船形 2687
71	宮本第一公会堂	船形 2148
72	小山自治会内集会所	小山 2711
73	小山自治会館	小山 3127
74	小船橋水辺公園	小山 4205-4
75	船形紫ま会館	船形 4535
76	船形中央会館	船形 1173-1
77	たっぱた公園	船形 1317
78	消防署北分署	船形 1550-2
79	七光台児童公園	七光台 242-3
80	山崎吉春線 吉春地先	吉春 1248
81	北コミュニティセンター	春日町 16-1
82	川間駅南口	川間駅南口
83	川間トンボ公園	尾崎 807-3
84	川間駅南第三公園	岩名一丁目 55
85	岩木小学校	岩名二丁目 12-1
86	川間駅南第二公園	五木新町 12
87	春日町公園	春日町 40

番号	設置場所	所在地（野田市）
88	五木新町ふれあい公園	五木新町 37-1
89	北部中学校	谷津 672-1
90	七光台小学校	七光台 20-2
91	蕃昌昌光会館	蕃昌 49
92	谷津防火水槽脇	谷津 749
93	房地集会所付近	船形 765-2
94	船形下自治会館	船形 670-2
95	石塚公会堂	船形 165
96	船形下農業構造改善センター	荏打 1885-3
97	川間駅南第五公園	岩名二丁目 59
98	岩名中学校	岩名 1697-5
99	五木自治会館	五木 325-3
100	七光台駅西口	七光台駅西口
101	北部小学校	谷津 45-2
102	光葉町第三公園	谷津 309-1
103	光葉町第六公園	五木 826-3
104	市道 2150 号線 谷津地先	谷津 662-2
105	吉春自治会館	吉春 427-2
106	柳沢小学校	柳沢 142-1
107	さくら公園	清水公園東一丁目 26-1
108	光葉町第四公園	吉春 595-1
109	総合公園体育館	清水 958
110	山崎吉春線 岩名地先 1	岩名 1126-10
111	山崎吉春線 岩名地先 2	岩名 537-1
112	山崎吉春線 桜の里地先	桜の里二丁目 4
113	山崎吉春線 堤台地先 1	堤台 487-2
114	山崎吉春線 堤台地先 2	堤台 335-7
115	清水台小学校	清水 786
116	清水保育所	清水 881
117	清水公園駅東口	清水公園東口
118	旧専売公社跡地	清水 254-2
119	けやき公園	清水公園東二丁目 17
120	庚申塚公園	鶴奉 586-30
121	鶴奉公園	鶴奉 25
122	柳沢新田第二公園	柳沢 266-11
123	東部公民館	鶴奉 174-4
124	第 8 分団 4 部	目吹 1986
125	目吹四区自治会館	目吹 1684-1
126	目吹三区自治会館	目吹 1034
127	目吹二区自治会館	目吹 491-1
128	野田市リサイクルセンター	目吹 328
129	高根自治会館	木野崎 2562
130	第 8 分団 1 部	目吹 394-1
131	市道 42124 号線 目吹地先	目吹 618
132	第 8 分団 2 部	目吹 1408
133	東部小学校	鶴奉 221-3

番号	設置場所	所在地（野田市）
134	市立あさひ育成園	鶴奉 73-1
135	第 10 分団	横内 15-2
136	消防本部	宮崎 126-2
137	宮崎小学校	宮崎 55
138	第一中学校	野田 836-2
139	愛宕神社	野田 725
140	出井の下東公園	清水 673-231
141	第二号鹿島町公園	中野台鹿島町 3
142	櫛のホール	中野台 168-1
143	中央小学校	野田 541-1
144	市道 1170 号線 野田地先	野田 399-3
145	下町自治会館付近	野田 59-2
146	朝日ヶ丘公園	上花輪新町 3-14
147	市営上花輪団地	上花輪 498
148	野田橋警察官連絡所	中野台 810-1
149	市道 33093 号線脇 上花輪地先	上花輪 753-1
150	太子堂太陽公園	上花輪 1104-3
151	今上水路法面	野田 895
152	太子堂自治会館	上花輪 1154
153	ひまわり公園	上花輪 1434-19
154	桜台公園	桜木 11-1
155	第二中学校	中根 198-1
156	中根八幡公園	中根 193-57
157	中根保育所	中根 28-3
158	横内前公園	花井 281-61
159	花井第三公園	花井 94-8
160	神北公園	堤根 314
161	野田地域職業訓練センター	中根 323-3
162	大殿井自治会館	大殿井 315
163	長割公園	大殿井 371-68
164	鹿野自治会館	木野崎 2103-1
165	新町自治会館	木野崎 1373
166	下町自治会館	木野崎 932
167	大杉神社	木野崎 701
168	保木間自治会館	三ツ堀 1546-2
169	福田第一小学校	三ツ堀 1373
170	福田中学校	瀬戸 990
171	福田保育所	木野崎 1648-6
172	灰毛青年館	瀬戸 122
173	下鹿野公園	木野崎 1704-38
174	真福寺第二公園	大殿井 83-175
175	市道 1270 号線 西三ヶ尾地先	西三ヶ尾 340
176	二ツ塚小学校	二ツ塚 430-47
177	梅郷 4 号公園	三ツ堀 969-1
178	梅郷 6 号公園	三ツ堀 1038-1
179	三ツ堀自治会館	三ツ堀 195-2

番号	設置場所	所在地（野田市）
180	瀬戸自治会館	瀬戸 815-3
181	市道 62189 号線脇 瀬戸地先	瀬戸 433
182	老人福祉センター	瀬戸 270
183	梅郷 26 号緑地	西三ヶ尾 484-151
184	消防署南分署	二ツ塚 139-91
185	上宿公園	山崎 1594-5
186	南部中学校	花井 68-2
187	西大和田公園	山崎 1266-11
188	市道 52150 号線 今上地先	今上 2134-1
189	みずき 1 号緑地	みずき一丁目 34
190	梅の台公園	山崎梅の台 4
191	南部小学校	山崎 1503-1
192	梅郷駅西口公園	山崎 1892
193	山崎交差点	山崎 1809
194	南コミュニティセンター	山崎 2005-3
195	山崎小学校	山崎 2734
196	東新田公園	山崎 2380-13
197	東新田自治会館	山崎 2161-1
198	山崎貝塚町公園	山崎貝塚町 23
199	みずき小学校	みずき三丁目 2-3
200	みずき 3 号緑地	みずき四丁目 36
201	大崎自治会館	山崎 843-7
202	島会館	山崎 2549
203	西亀山第六公園	山崎 2699-1
204	東亀山いにしえ公園	山崎 2653-1
205	市道 1290 号線 下三ヶ尾地先	下三ヶ尾 239-1
206	市道 1290 号線 T 字路 下三ヶ尾地先	下三ヶ尾 387
207	第 16 分団 1 部	下三ヶ尾 549-4
208	下三ヶ尾防火水槽脇	下三ヶ尾 826-1
209	福田第二小学校	西三ヶ尾 988
210	西三ヶ尾自治会館	西三ヶ尾 663-1
211	今上下組自治会館	今上 1783-2
212	今上地区水路用地	今上 719-1

資料３－２ 野田市防災用MCA無線局番号簿

	設置場所又は使用場所	呼出番号
本庁舎	災害対策事務局 防災安全課	１０１
本庁舎	水防体制事務局 管理課	１０２
警 察	野田警察署	１１０
消 防	消防署 指令室	１１９
市施設	中央出張所	２０１
指定緊急避難場所	南コミュニティセンター（南出張所）	２０２
指定緊急避難場所	北コミュニティセンター（北出張所）	２０３
指定緊急避難場所	いちいのホール（関宿支所）	２０４
指定緊急避難場所	文化センター（中央公民館）	２１１
指定緊急避難場所	東部公民館	２１２
指定緊急避難場所	南部梅郷公民館	２１３
指定緊急避難場所	北部公民館	２１４
指定緊急避難場所	川間公民館	２１５
指定緊急避難場所	福田公民館	２１６
指定緊急避難場所	関宿中央公民館	２１７
指定緊急避難場所	関宿公民館	２１８
指定緊急避難場所	二川公民館	２１９
指定緊急避難場所	木間ヶ瀬公民館	２２０
本庁舎	教育委員会 学校教育部	２３１
市施設	補修事務所	２３２
市施設	保健センター	２３３
指定緊急避難場所	関宿保健センター	２３４
指定緊急避難場所	関宿複合センター	２３５
ライフライン	水道部	２４１
指定緊急避難場所	総合公園	２５１
指定緊急避難場所	関宿総合公園	２５２
指定緊急避難場所	中央小学校	３０１
指定緊急避難場所	宮崎小学校	３０２
指定緊急避難場所	東部小学校	３０３
指定緊急避難場所	南部小学校	３０４
指定緊急避難場所	北部小学校	３０５
指定緊急避難場所	川間小学校	３０６
指定緊急避難場所	福田第一小学校	３０７
指定緊急避難場所	福田第二小学校	３０８
指定緊急避難場所	清水台小学校	３０９
指定緊急避難場所	柳沢小学校	３１０
指定緊急避難場所	山崎小学校	３１１
指定緊急避難場所	岩木小学校	３１２
指定緊急避難場所	尾崎小学校	３１３
指定緊急避難場所	七光台小学校	３１４
指定緊急避難場所	二ツ塚小学校	３１５
指定緊急避難場所	みずき小学校	３１６
指定緊急避難場所	木間ヶ瀬小学校	３１７
指定緊急避難場所	二川小学校	３１８
指定緊急避難場所	関宿小学校	３１９
指定緊急避難場所	関宿中央小学校	３２０
指定緊急避難場所	第一中学校	３５１
指定緊急避難場所	第二中学校	３５２
指定緊急避難場所	東部中学校	３５３
指定緊急避難場所	南部中学校	３５４
指定緊急避難場所	北部中学校	３５５
指定緊急避難場所	川間中学校	３５６

	設置場所又は使用場所	呼出番号
指定緊急避難場所	福田中学校	3 5 7
指定緊急避難場所	岩名中学校	3 5 8
指定緊急避難場所	木間ヶ瀬中学校	3 5 9
指定緊急避難場所	二川中学校	3 6 0
指定緊急避難場所	関宿中学校	3 6 1
指定緊急避難場所	清水高等学校	3 7 1
指定緊急避難場所	西武台千葉高等学校	3 7 2
指定緊急避難場所	野田中央高等学校	3 7 3
指定緊急避難場所	関宿高等学校	3 7 4
市施設	野田幼稚園	3 8 1
指定緊急避難場所	関宿南部幼稚園	3 8 2
指定緊急避難場所	関宿中部幼稚園	3 8 3
指定緊急避難場所	私立関宿幼稚園	3 8 4
指定緊急避難場所	木間ヶ瀬保育所	3 8 5
指定緊急避難場所	アスク古布内保育園	3 8 6
指定緊急避難場所	東葛飾教育事務所東葛飾研修所	3 9 1
指定緊急避難場所	野田看護専門学校	3 9 2
指定緊急避難場所	関宿城博物館・関宿にこにこ水辺公園	3 9 3
ライフライン	野田ガス(株)	4 0 1
ライフライン	東京電力(株)東葛支社野田別館	4 0 2
ライフライン	東日本電信電話(株)千葉事業部千葉西支店	4 0 3
医療機関	小張総合病院	4 5 1
医療機関	門倉医院	4 5 2
医療機関	野田病院	4 5 3
医療機関	キッコーマン総合病院	4 5 4
指定緊急避難場所	東京理科大学	5 0 1
指定緊急避難場所	(株)ユー・エス・エス	5 0 2
指定緊急避難場所	アルフレッサ ファーマ(株)	5 0 3
携帯局	災害対策本部活動用 (16 台)	6 0 1～6 1 6
携帯局	指定緊急避難場所 関宿あおぞら広場	6 2 1
携帯局	指定緊急避難場所 元町香取神社	6 2 2
携帯局	指定緊急避難場所 下納谷浅間神社	6 2 3
携帯局	指定緊急避難場所 古布内浄禅寺	6 2 4
携帯局	指定緊急避難場所 飯塚白山神社	6 2 5
携帯局	指定緊急避難場所 清水公園	6 2 6
携帯局	指定緊急避難場所 旧専売公社跡地	6 2 7
携帯局	指定緊急避難場所 愛宕神社	6 2 8
携帯局	指定緊急避難場所 鹿島神社	6 2 9
携帯局	指定緊急避難場所 キッコーマン野球場	6 3 0
携帯局	指定緊急避難場所 朝日ヶ丘公園	6 3 1
携帯局	補修事務所	6 3 2
携帯局	水道部 (5 台)	6 4 1～6 4 5
携帯局	複合老人ホーム野田市楽寿園	6 5 1
携帯局	消防本部 警防課	7 1 9
携帯局	消防署 中央分署	7 2 9
携帯局	消防署 南分署	7 3 9
携帯局	消防署 北分署	7 4 9
携帯局	消防署 関宿分署	7 5 9
携帯局	消防署 関宿北出張所	7 6 9
車載局	災害対策活動用 (21 台)	801～806、811～812、821～833
車載局	市施設 水道部 (5 台)	8 4 1～8 4 5
携帯局	消防団 (56 台)	911～917、921～928、931～935、941～946、951～956、961～968、971

設置場所又は使用場所		呼出番号
		～986、

資料３－３ ヘリコプター臨時発着場予定場所

臨時発着場名称	所在地	座 標	施設管理者	広さ(m)	区分
野田市総合公園 自由大広場	野田市清水字川通地先	N 35° 57' 33" E 139° 51' 06"	市 長	120 × 80	中
市役所本庁舎屋上	野田市鶴奉 7-1	N 35° 57' 18" E 139° 52' 29"	市 長	15 × 15	※
文化センター駐車場	野田市鶴奉 5-1	N 35° 57' 10" E 139° 52' 40"	市 長	34 × 70	小
川間駅南中央公園	野田市岩名 2 丁目 39	N 35° 58' 10" E 139° 50' 15"	市 長	100 × 120	大
関宿中央小学校	野田市東宝珠花 234-1	N 36° 01' 16" E 139° 49' 39"	学校長	80 × 50	中
梅郷 4 号公園	野田市三ツ堀 969-1	N 35° 56' 10" E 139° 55' 08"	市 長	60 × 30	小

※全備重量4.4 t、全長15m以下の機種に限る。

資料３－４ 関係機関の電話

機 関 名	一般電話番号	千葉県防災 行政無線電話
野田市役所	04(7136)1779	208-721
野田市消防本部	04(7124)0119	208-731
野田市水道部	04(7124)5145	
千葉県危機管理課	043(223)2175	500-7221
千葉県東葛飾地域振興事務所	047(361)2175	502-721
千葉県野田健康福祉センター	04(7124)8155	524-721
千葉県東葛飾土木事務所	047(364)5136	514-721
千葉県野田警察署	04(7125)0110	
農林水産省関東農政局千葉地域センター	043(251)8307	
国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所	04(7125)7436	
国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所	0480(52)3956	
気象庁銚子地方気象台	0479(22)0074	178-721
陸上自衛隊需品学校	047(387)2171	636-721
海上自衛隊下総教育航空群	04(7191)2321	635-721
東日本電信電話株式会社千葉事業部千葉西支店	04(7162)4600	
東京電力株式会社東葛支社	04(7113)2093	
東武鉄道株式会社野田市駅	04(7124)9255	
野田ガス株式会社	04(7125)0101	
千葉県トラック協会野田支部	04(7126)6066	
一般社団法人野田市医師会	04(7122)3692	
一般社団法人野田市歯科医師会	04(7123)1361	